

第1部第4章第4節「契約の相対効と例外」

【設例】Aは、Bに100万円の債務を負っていた。Aは、Cとの間で、Aの有する自動車（甲）を100万円でCに売買する契約を締結し、同契約において、Cは、Bに対して代金100万円を支払うことを約した。

（1）この状況において、Bは、Cに対して、当然に100万円を請求する権利を取得するか。[構造2(2)]

（2）甲が約束の期日になっても引き渡されない場合に、上記権利を取得したBがCに対して100万円の支払いを請求してきた場合に、Cは、Bに対して、どのような主張をすることができるか。[構造2(2)]